

仕 様 書

1. 事業名

せとうち地域観光の未来を創るスルーガイド育成事業

2. 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、せとうちを囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県（以下「7県」という。）と連携し、せとうちブランドの確立を通じて地域経済の活性化および豊かな地域社会の実現を目指している。その一環として、景観、文化、芸術、食といった地域資源を活かし、海外から選好される観光地域づくりを推進している。

近年、機構がターゲットとする高付加価値旅行者においては、旅行商品の付加価値や満足度、消費額の向上に資する質の高いガイドのニーズが高まっている。一方で、せとうち地域を数日間周遊する旅行に対応可能なガイドが不足しており、さらには実践機会が極めて少ない状況にある。

本事業では、以下を目的とする。

- ・高付加価値旅行者が興味関心を抱く、せとうちエリアの観光資源・コンテンツを案内できるガイドの育成
- ・ガイドの実践機会の創出
- ・旅行会社のニーズを踏まえたガイドスキルの向上

また、本事業により、周遊旅行の満足度および消費額の向上を図り、7県の観光施策に対して効果の最大化と地域経済への波及効果の創出に寄与する。

なお、本事業における「スルーガイド」とは、せとうち地域を数日間周遊する旅行において、全行程を通じて案内を行う人材を指す。

※ターゲット市場：欧米豪（英・仏・独・米・豪）

※対象層：Experienced Traveller、Special Interest Traveller 等の高付加価値旅行者

※高付加価値旅行者層においては、旅行者から深く信頼される高品質なガイドングが求められていることから、その必要性が高まっている。

4. 活動指針

(1) 英語を生かしたコミュニケーション力やガイド業務経験等を有した海外旅行者に対応可能な人材に対し、研修ルートにおけるスルーガイドとしての実践機会を提供する。

※「研修ルート」とは、せとうち7県のうち少なくとも2県以上にまたがる旅程を指す。

(2) 機構および7県等がこれまでに育成してきたガイドや地域通訳案内士等を対象に、研修ルートに基づいた実地研修を実施し、より専門性の高いガイドングスキルの習得を促す。

(3) スキルアップのために、現地におけるガイドングだけでなくプレゼンテーションの機会を設け

るとともに、ガイドとしての自立に向け旅行会社も参加する研修を実施し、より実務に即した能力を養成する。

- (4) 研修修了者に対しては、各研修ルートに対応したスルーガイドとしての修了認定を行い、当該ガイドとして登録・データベース化する。

5. 業務内容

本事業の目的達成に向け、以下の業務を実施する。

なお、活動指標（アウトプット）および成果指標（アウトカム）の達成を前提とし、機構の承認を得て実施すること。

(1) ガイド研修業務

① 募集・選考

- ア 高付加価値旅行者に対するガイドに求められる一定水準のガイドングスキルや旅程管理能力等を有する人材を対象に選考を実施すること。
- イ 全国あるいは地域通訳案内士の資格を有し、機構または関係各県の研修修了者等、一定水準を満たすガイド人材の中から、実務経験の向上に資する層を選考すること。
- ウ 各研修ルートにつき8名程度（計24名程度）を選考すること。

② 実地前動画研修

- ア 高付加価値旅行者層への対応やせとうち地域に跨るスルーガイドとして認識させるべき姿勢や心得、基本的知識等についての事前学習動画を作成し、実地前に受講者に視聴させること。
- イ 事前学習動画は、実地研修を行う研修ルートごとに作成すること。
- ウ 道中の移動手段、スルーガイドとして求められる知識・技能や旅程管理能力等も含んだ内容とすること。
- エ 旅行者の実際の動きとして、京都・大阪などのゴールデンルートや九州からの流入を意識した内容とすること。
- オ 視聴後のアンケートを実施すること。

③ 実地研修

- ア 研修ルート当たり2泊3日程度で実施すること。
- イ 複数人の在日外国人（機構がターゲットとする欧米豪（英・仏・独・米・豪）の高付加価値旅行者に精通した人材を想定）を旅行者役として設定すること。
- ウ 研修ルートは合計3ルート設定すること。各研修ルートの設定にあたっては、特定の地域に偏りが生じないように配慮し、3コース全体を通じて7県すべてを網羅すること。最終的には機構と協議のうえで決定する。
- エ 各研修ルートのテーマは、機構の戦略テーマに基づいて設定すること。
- オ 各研修ルートには5か所以上の観光資源・コンテンツを組み込むこと。その選定は、文化・自然・歴史・体験型など、多角的な視点から行き、高付加価値旅行者層に対するガイドとし

ての実践性と学習効果が期待できる内容とすること。

カ 過去3年間の実施ルートを踏まえ、同一または類似とならないよう研修ルートや内容を工夫して設定すること。

参考：過去3年間のルート：<https://www.setouchi.travel/en/travel-trade-media/tour-guides/>

キ 旅行者役となる在日外国人は各研修ルートの受講者数の半数程度とし、各ルートに1名以上の講師（旅行会社・ガイド双方の視点で助言可能な者）を配置すること。なお、講師は期待される能力を有していれば、受託事業者の社内人材でも可とする。

ク 各実地研修には機構職員1名および添乗員1名を同行させること。なお、講師と添乗員の兼務は認めない。

※同行する機構職員および自治体職員等が随行する場合の旅費・体験費用等、研修ルート同行内の費用は委託事業費に含めない。

【留意事項】

- ・実地研修では講師および在日外国人によるフィードバックの機会を設け、その内容を適宜機構へ報告すること。
- ・実地研修中においては、各地での仮想ガイドのみならず、地域関係者からの説明（インプット）とそれを参考にしたアウトプットにつながるような組み立ても考慮すること。また、ガイド同士の交流機会を設け、互いに高めあうよう配慮すること。
- ・複数の目的地を移動する際は、各訪問地において十分な時間が確保できるよう、あるいは、移動時間も学習や実践の機会として活用できるよう工夫すること。
- ・移動手段は原則、公共交通機関や専用車両を利用すること。なお、移動自体が観光体験となる場合（クルーズ、サイクリング、レンタカーや観光列車等）は、原則以外の移動手段を取り入れてもよい。
- ・実地研修終了後に受講者及び講師・在日外国人に対しアンケートを実施すること。
- ・本実地研修の実施に必要な受講者の移動手段、宿泊、体験コンテンツ等はすべて受託事業者が手配し、関連費用も本事業費に含めること（例：有料道路料金、駐車料金、体験料、入場料、保険料等）。ただし、受講者の自宅等から集合場所までおよび解散地から自宅等までの交通費は含めない。なお、宿泊費用は研修目的を踏まえ、過度に高額とならないよう配慮すること。
- ・講師および在日外国人の選定にあたっては、受講者に対して真摯に指導、対応するものとし、思想信条や宗教等、個人を傷つけるような言動等には十分な配慮をすること。

④ 旅行会社参加型研修

ア 高付加価値旅行者を中心とした取扱いのある複数の旅行会社を対象に、受講者によるプレゼンテーション研修を1回以上実施し、研修内において双方向のコミュニケーションを確保すること。

イ 旅行会社がスルーガイドに求めるガイディングスキルや旅程管理能力等を学べる内容を含めること。

ウ 開催場所は問わない。オンラインでの開催も可能とする。

⑤ 共通事項

- ア 主に7県在住者を対象とするが、7県外からの参加も認める。
- イ 研修の選考・実施等に関する問い合わせ窓口を設置すること。
- ウ 事前研修、ルート選定や選考等各業務の実施にあたって、事前に機構と協議すること。
- エ 各研修の様子を写真等で記録し、報告書に活かすとともに必要に応じて機構に提供すること。
- オ 関係者と十分に事前調整を行った上で、受講者に対し研修を前広に告知・実施すること。

(2) 修了認定・登録業務

(1) の研修修了者について、一定の基準に基づき修了認定を行い、各研修ルートに対応するスルーガイドとして登録・データベース化すること。認定については、機構と相談のうえ決定する。

- ① 修了認定にあたり、実地研修および旅行会社参加研修において、機構指定の内容を確認すること。
- ② 機構サイトの掲載内容に準じた形式で、研修内容および修了ガイドリストを掲載すること。
なお、CMSはPayloadである点に留意すること。
機構サイト：<https://www.setouchi.travel/en/travel-trade-media/tour-guides/>
- ③ 受講者に対し、修了証を発行すること。修了証はデジタルでの発行を可とする。

(3) 共通事項

上記(1)、(2)の業務を遂行する上で、以下のことに留意して実行すること。

- ① 機構への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- ② 各業務の実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- ③ 各業務の運営を管理する責任者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。また、進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ事業の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- ④ 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に機構に確認のうえ、取り纏めること。
- ⑤ 事業の活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）の把握手法について提案書に記載すること。また事業の各指標の成果が分かるよう事業実施報告書に結果を記載すること。
- ⑥ テキストや使用する写真等、掲載情報については請負業者の責任において収集するとともに、必要な掲載許可等を取得すること。また、当該掲載情報については機構オウンドメディアにおいて、機構及び機構が認めた者が使用できるようにすること。
- ⑦ 業務の実施に際しては、実施状況を月1回程度計画の進捗、課題等について定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- ⑧ 機構が今年度実施する「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」と連携をすること。

6. 成果物

- (1) 事前学習動画
- (2) 事業実施報告書
- (3) 実地研修を修了した、各ルートに対応できるガイド人材の育成・認定および可視化
- (4) 研修に対するアンケート調査結果

7. 目標

- (1) アウトプット指標
実地研修の実施回数：3回以上（各研修ルートから1回以上実施）
- (2) アウトカム指標
認定ガイド数：延べ20名
（※実地研修参加者のうち、ルートごとに認定した者の延べ人数）

8. 報告書作成

- (1) 提出物
業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。
ア 事業実施報告書（カラー）
イ 調査集計データ、コンテンツデータ、その他の成果物を保存した電子媒体
- (2) 提出先
提出は電子メールで行うこと。ただし、業務完了報告書および事業実施報告書は、紙でも各1部提出すること。
- (3) 提出期限
令和9年1月29日（金）
なお、事業実施報告書は提出期限の14日前までに素案を機構へ共有し、内容の確認を受けること。また、履行期間中に数値等の変更があった場合は、提出後であっても適宜反映すること。
※報告書は事前に機構確認を受けること。

9. 概算予算

15,000,000円（税込）

10. 契約代金の支払い

契約代金は、業務完了後に精算払いとする。支払い時期は令和9年2月頃を予定している。

11. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は観光庁に帰属するものとする。

12. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て観光庁に帰属するが、機構は実績紹介として一部を利用できるものとする。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）～（3）の規定は、「13. その他（7）第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、上記以外に関することで疑義が生じた場合は、善管注意義務に基づき、別途協議の上、決定する。

13. その他

- (1) 受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は観光庁に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続を行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、観光庁に帰属するものとする。
- (3) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (4) 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
なお、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報、機密情報その他業務上知り得た情報について、漏えい、滅失、毀損及び不正アクセスの防止その他必要かつ適切な情報セキュリティ対策を講じるとともに、事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに機構に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (6) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。なお、海外旅行業務や通訳業務、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。

ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。

- (8) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。また、受託者が本委託業務の遂行に関し第三者に与えが損害は、その損害が受託者の故意または重大な過失により生じた場合は、受託者の責任において、その損害を補償すること。
- (9) 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- (10) 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告し、その都度機構と協議の上、処理すること。
- (12) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構 HP 等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (14) 事業の実施に当たっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。
- (15) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (16) 本契約終了に伴い、契約期間内に受領したパンフレットやグッズ等の資料や配布物に在庫のある場合は、機構の指示に基づき、指定する宛先に送付すること。送付に係る費用は本受託者が負担すること。
- (17) 見積書の作成にあたっては、内訳を具体的に書き出すこと（例：単位×項数等）。項目の詳細について、「一式」といった表現は認められない。また、提出された内容について修正依頼を行う場合があるが、その場合は速やかに修正・再提出を行うこと。
- (18) 受託事業者の選定後、観光庁に対し見積書および企画提案書を提出し、内容確認を経た上で発出される事業開始通知書をもって、当該事業者が正式に受託者として確定する。
- (19) 本事業は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に基づくものであるため、別紙 1「事業の手引き」及び観光庁ホームページの内容を事前に確認し、それに準拠した提案及び実施を行うこと。

参考①：観光庁ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi.html

参考②：「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン

<https://setouchitourism.or.jp/ja/info/news20260317/>